

別表第1（第4条関係）

補助対象設備	住宅用太陽光発電システム
補助対象経費	太陽光発電システム（太陽光電池モジュール、架台、パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）、接続箱、直流側開閉器、余剰電力販売用電力量計）の設置に要する費用（消費税及び地方消費税の額は除く。）
補助金の額	3万円に、太陽電池モジュールの最大出力を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は12万円のいずれか低い額。
設備の要件	<p>(1) 新設、増設を問わず、住宅の屋根等への設置に適した、太陽光エネルギーを電気に変換し低圧配電線と逆潮流ありで連係するシステムであること。</p> <p>(2) 太陽電池モジュールの最大出力（太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（小数点以下第3位を四捨五入。）をいう。）が10キロワット未満であること。ただし、増設の場合においても、既設分を含めて10キロワット未満であること。</p> <p>(3) 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の行う太陽電池モジュール認証に相当する承認を受けているもの又はこれと同等以上の性能及び品質が確認されるものであり、かつ、一般財団法人大太陽光発電協会（JPEA）に登録されていること。</p> <p>(4) メーカー等による設備設置後のメンテナンス体制が用意されていること。</p> <p>(5) 補助対象経費が、1キロワットあたり50万円以下（税別）の設備であること。ただし、設置工事に係る費用に関し、別表第2で定める特殊工事の費用は、同表で定める額を上限に、補助対象経費から控除することができるものとする。</p> <p>(6) 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナは未使用なものであること。（移設されたもの、又は同一設置場所で過去に電力会社と系統連係されたものは対象外。）</p>
工事写真	<ul style="list-style-type: none"> ・モジュールの設置状況が確認できる建物全体の写真 ・モジュールの設置枚数が確認できる写真 ・パワーコンディショナの設置状況が確認できる写真 ・パワーコンディショナの定格出力や型番が確認できる写真 ・特殊工事写真やその他必要とされる写真

別表第2（第4条関係）

特 殘 工 事	説 明	控除できる上限額（消費税及び地方消費税は除く）及び工事写真等
安全対策	屋根面に設置する場合等に、作業員や部品の落下を未然に防止するため、安全対策上設置場所に適合した安全対策。	1キロワット当たり5万円 ・工事中の建物を含む安全対策の実施状態の写真
陸屋根防水基礎工事	陸屋根の基礎設置部分を掘削し、基礎を設置し、防水を施す一連の工事。	1キロワット当たり5万円 ・工事中の穴あけ、掘削状況や基礎防水処理状況の写真 ・工事完成後の上記状況の写真
積雪対策工事	積雪地域の積雪過重に応じ、架台強化を個別設計して行う補強工事。また、積雪地域における鋼板屋根への設置において個別設計して行う屋根等の改修工事。 無落雪屋根設置工事と同時の申請は不可。	1キロワット当たり3万円 ・工事完成後の強化された架台の写真
積雪架台嵩上げ工事	積雪地帯において積雪により周囲の雪に埋没しない高さに設置するために、架台の嵩上げ(50cm以上)を行う工事。 積雪対策工事を実施した上で行うことが条件。 無落雪屋根設置工事と同時の申請は不可。	1キロワット当たり2.5万円 ・工事完成後の嵩上げされた架台の写真
風荷重対策工事	強風地域の風荷重に応じ、架台強化を個別設計して行う補強工事。	1キロワット当たり2万円 ・工事完成後の風荷重対策を行った架台の写真
塩害対策工事	強度保持に必要な固定箇所等にコーティング等の処理を施す工事。	1キロワット当たり1万円 ・塩害対策のために処置された部分の拡大の写真
無落雪屋根設置工事	無落雪屋根の上に傾斜架台設置するための工事。 「陸屋根防水基礎工事」「積雪対策工事」「積雪架台嵩上げ工事」と同時の申請は不可。	1キロワット当たり15万円 ・工事前の設置する無落雪屋根の形状が確認できる写真 ・工事中の控除対象となる工事の様子が確認できる写真 ・工事完成後の対象システム

		が無落雪屋根に対応した架台等が設置されている状態が確認できる写真
幹線増強工事	単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事。	1件当たり10万円 ・工事前の単相2線の引き込み線の写真と屋内主回路遮断器の写真 ・工事完成後の単相3線の引き込み線の写真と屋内主回路遮断器の写真